

○横須賀市男女共同参画推進条例

平成13年12月21日
条例第38号

横須賀市男女共同参画推進条例をここに公布する。

横須賀市男女共同参画推進条例

男女が共に喜びと責任を分かち合い、生き生きと暮らせる平和な社会を実現することはすべての人々の願いであり、職場、学校、地域その他のあらゆる場で共に活躍することができること及び子育て、介護については家族を構成する男女が互いに協力し、社会全体として担うことが、成熟した豊かな21世紀の社会を創るための最重要課題といえます。

本市では、横須賀市基本計画の中に男女共同参画の形成を位置づけ、性別格差の解消や対等な参画機会の確保に向け多くの取組みを続けてきました。

しかし、いまなお性別によって役割を分ける慣行や、それを助長する制度の存在は、実質的な男女の平等を大きく妨げております。横須賀市を構成する、市、市民及び事業者は、これを早急に改善すべき問題として認識し、協働して、あらゆる手立てを講じていく必要があります。

一方、地方分権が進む中、市は必要なことは自らの条例で定め、市民と共に真の住民自治を実現していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野における活動に男女が協力し、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる社会を実現するために、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念、責務、市が実施する施策の基本的な事項等を定め、市、市民及び事業者が協働し、男女共同参画の着実な推進を図り、もって、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、家庭生活及び地域生活並びに職業生活において、主体的に行動できる社会を形成することに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、家庭生活及び地域生活並びに職業生活において対等に参画し、並びに個性及び能力を発揮し、それらの利益を享受し、かつ、共に責任を負うことをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体をいう。
- (3) 協働 市、市民及び事業者が、共通の目標を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し合うことをいう。
- (4) 暴力 ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人等の親密な関係並びに離婚をし、又は婚姻が取り消された後の関係及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入った後の関係において行われる身体的、精神的、経済的等の強制)、セクシュアル・ハラスメント(相手が望まない性的な言動により、不利益を与え、又は生活環境を害すること)、強かん、ストーカー行為、放置、無視等の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(平18条例53・一部改正)

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を実現するために、協働して男女共同参画を推進するものとする。

- (1) 何人も、性別にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。

- (2) 何人も、性別にかかわらず社会の構成員として、市の施策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 何人も、性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行をなくすように努力すること。
- (4) 家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における責任及び役割を対等に果たすことができること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を市の主要な施策として、総合的に実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するための情報を積極的に提供しなければならない。この場合において、個人に関する情報の取扱いに関しては、[横須賀市個人情報保護条例\(平成5年横須賀市条例第4号\)](#)に基づき、必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民及び事業者と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めなければならない。
- 4 市は、自らが率先し、男女共同参画の実態把握と検証に努め、男女共同参画を推進しなければならない。

(平18条例53・平25条例7・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら男女共同参画について学び、生活の中で意識及び行動を見直すよう努めなければならない。

- 2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に係る市の意思決定過程に参画し、その推進の担い手として、市及び事業者と協働するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、就労者に男女の差別的な取扱いをすることなく能力を発揮するための機会を確保し、事実上の不利益な取扱いをせず、その成果に対し適正な処遇を与えるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、就労者が個々の能力を十分発揮できるよう、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに仕事を両立できる環境整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、男女共同参画推進の取組状況について、市の求めに応じ、報告するものとする。

(平18条例53・一部改正)

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、いかなる場合においても、男女の差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、[次の各号](#)に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女が相互に協力し、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立ができるよう必要な支援に努めること。
- (2) 暴力による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力を防止するため福祉関係者、医療関係者等の体制づくりに寄与すること。
- (3) 学校教育、社会教育等のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (4) [横須賀市市民協働推進条例\(平成13年横須賀市条例第3号\)](#)に基づき、男女共同参画を推進する活動を行う市民公益活動団体を支援し、及び育成すること。
- (5) 市民及び事業者に対し、男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担を助長し、及び暴力を容認する表現を用いないよう理解及び協力を求めていくこと。

(6) 社会のあらゆる分野に参画する機会及び能力の発揮を促す学習機会の提供等を通じ、男女間の格差をなくすよう努めること。

(7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、及びその取組経過を公表することで、事業者のモデルとなるよう努めること。

(基本計画の策定)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、[第23条第1項](#)に規定する横須賀市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、策定し、又は変更した基本計画の進捗よく状況を管理するとともに、進捗よく状況の内容を分析し、それらの結果を毎年1回以上公表するものとする。

(平17条例3・平18条例53・一部改正)

(男女平等専門委員)

第10条 男女共同参画の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女平等専門委員(以下「委員」という。)を置き、定数を3人とする。

2 次に掲げる者は、委員に対し、書面により苦情、相談等を申し出ることができる。

(1) 市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について不服がある者

(2) 市内で男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害された者又は侵害されるおそれのある者

3 委員の任期は、2年とする。

4 市長は、優れた識見を有する者のうちから委員を選任する。

(委員の職務等)

第11条 委員は、関係者の同意を得て、[前条第2項](#)の苦情、相談等に基づき、必要に応じその内容を調査し、是正等の措置を講ずるよう関係者に要請し、又は関係機関へ引き継ぐことができる。

2 市長は、必要と認めるときは、委員の職務の遂行を補助する者を置くことができる。

3 市、市民及び事業者は、委員の職務遂行について積極的に協力するよう努めなければならない。

(委員の報告等)

第12条 委員は、[第10条第2項](#)の申出の処理状況等に関し報告書を作成し、市長に提出するものとする。

2 市長は、毎年1回以上[前項](#)の報告に関する概要を公表するものとする。

(委員の責務)

第13条 委員は、職務上知り得た個人に関する情報の取扱いに関しては、[横須賀市個人情報保護条例](#)に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 委員は、公平かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平25条例7・一部改正)

(男女共同参画推進拠点の設置)

第14条 市は、男女共同参画に関する施策の推進並びに市、市民及び事業者の協働の拠点となる施設(以下「推進施設」という。)を設置する。

(推進施設の位置及び名称)

第15条 推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市本町2丁目1番地

名称 デュオよこすか

(館長等)

第16条 推進施設に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員
(平17条例3・追加)

(休館日)

第17条 推進施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、臨時に休館日を変更し、又は設けることができる。この場合において、その都度推進施設前にその旨を掲示するものとする。

(平17条例3・追加)

(使用時間)

第18条 推進施設の使用時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日の使用時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、[前項](#)の使用時間を変更することができる。

(平17条例3・追加、平23条例34・一部改正)

(使用許可)

第19条 推進施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、その使用が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 推進施設の建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の使用許可について条件を付することができる。

(平17条例3・旧第16条線下)

(使用許可の取消し等)

第20条 市長は、推進施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じなければならない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) [この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則に違反したとき。
- (3) [前条第1項ただし書](#)に規定する理由が発生したとき。

(平17条例3・旧第17条線下)

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、推進施設の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長において原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。

(平17条例3・旧第18条線下)

(行為の禁止)

第22条 推進施設においては、特別の設備、装飾、物品の販売、寄付金の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平17条例3・旧第19条線下)

(男女共同参画審議会)

第23条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 男女共同参画の推進及び進ちょくに関することについて、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長等の執行機関に意見を述べること。

2 審議会は、公募市民、事業者及び学識経験者を含む15人以内をもって組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 [前3項](#)に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例3・旧第21条線下)

(その他の事項)

第24条 [この条例](#)の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平17条例3・旧第22条線下)

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成14年4月1日から施行する。

(見直し規定)

2 [この条例](#)は、その運用状況、実施効果等を勘案し、[第1条](#)に規定する目的の達成状況を評価した上で、[この条例](#)施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

(委員の任期に関する特例)

3 平成28年5月31日において審議会の委員である者の任期は、[第23条第3項](#)の規定にかかわらず、その日に満了する。

(平26条例24・追加)

附 則(平成17年3月31日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月13日条例第53号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第34号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第7号)抄

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。